

(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業及び
(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業
環境影響評価準備書に関する補足資料

<補足資料内容>

13 植物の予測結果について 1

令和8年4月
横浜市

13 植物の予測結果について

【令和7年度第11回審査会ご意見】

予測結果のところで、対象事業実施区域外に生育する個体及び生育環境がある、維持されるから大丈夫、影響はほとんどない、あるいは生じないですという言い方をされています。それは注目種、注目群落を除いてという理解でよろしいかを確認させてください。

注目種についても工事区域外にあるから別になくとも良いのだということですか。

準備書では、その注目種の一つは多分湿性部分だったと思うのです。その湿性部分は、埋土種子も含めて移設をするということが書かれていて、それとここに書かれていることが相反する話だと思いました。特に注目種や注目群落ということで挙げなければいけないようなものであれば、対象事業実施区域外にあるから良いという話は違うと思うのです。その外にあるから良いではなく、工事で改変してこれはなくなると、頑張ってもなくすしかないという状況がある中で、どのようにミティゲーションしていくかということが準備書で書かれるべきです。その外にあるから大丈夫ですということが、注目種や注目群落として挙がっていることが少しおかしいと思います。ここに注目種や注目群落として挙がるものは、他にあるから良いというような解釈にはならないと思っていて、ここに挙げている以上はそれをどうするか、なくさなければいけない、仕方ないのであれば、ミティゲーションをどうするかということを必ず考えていかなければいけないと思うのです。いずれにしても、準備書の方には移設しますという書き方がされていて、でもこちらはなくなっても良いような話をされたので、そこは表現を検討していただければと思います。

【事業者の見解】

ご意見頂いたとおり、対象事業実施区域の個体についてのミティゲーションの検討も必要であるため、注目すべき植物群落として選定しているコナラ群落（図 13-1 参照）については、ミティゲーションとして代償措置を講じる計画としています。具体的には、供用時の予測結果として以下のとおり準備書に記載しており、環境保全措置として落葉広葉樹林を創出することとしています。

- 供用後はコナラ群落のような当該地域において以前から見られた郷土種を主体とした植栽を行っていくことで生物多様性向上に貢献する植栽計画としていきます。（表 13-1 の■参照）。

なお、植物に関する予測は、注目すべき種として選定した植物種及び植生（植物群落）を対象として、環境省レッドデータリストにおけるカテゴリと判定基準を踏まえて実施しています。

具体的には、直接改変に伴う生育環境の消失・縮小への影響として該当種の個体数について、調査地域全体における工事の実施によって消失する個体数の割合から、その程度を把握しています。

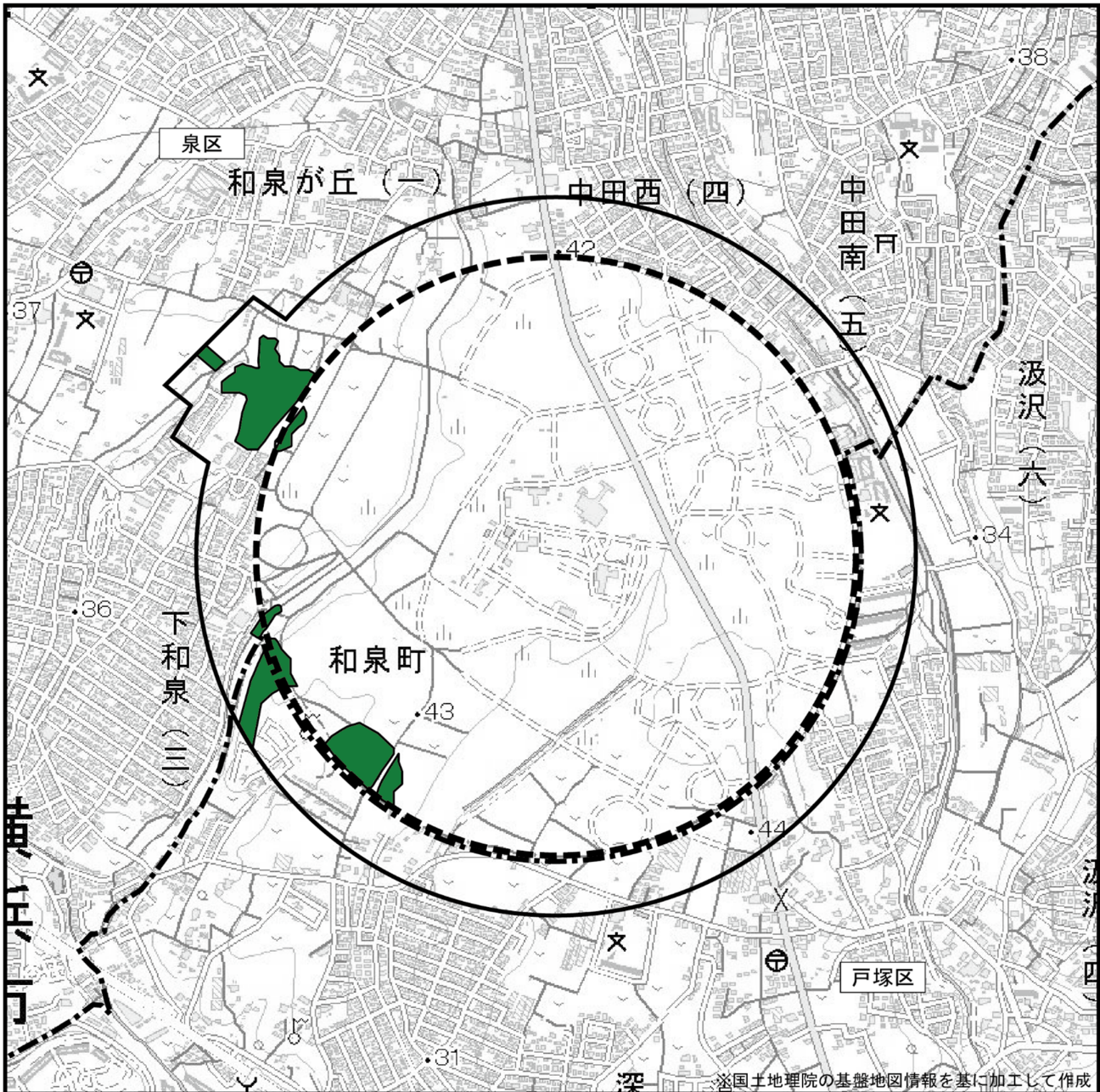
$$\text{消失する個体数の割合} = \frac{\text{消失・縮小する個体数}}{\text{調査地域での確認個体数}}$$

影響の判定基準に係る明確な指標はありませんが、生息基盤の改変率に伴う影響有無の判定基準についてはp.4の参考に示すとおり、「環境省レッドデータリストにおけるカテゴリーと判定基準」において、絶滅危惧の中でも「絶滅危惧Ⅱ類」から「絶滅危惧ⅠB類」に移行する定量的要件を参考に、「50%以上」としました。

工事によって一部の樹林等の環境が改変されることで、対象事業実施区域内に生育する個体や群落の一部に影響を及ぼす可能性が想定されますが、対象事業実施区域外に生育する個体及び生育環境は維持されることから、建設行為等による生育個体及び生育環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測しています。





表 13-1 注目すべき群落への影響予測
(準備書 p.6.2-91 表 6.2.2.20 (3))

種名	コナラ群落	
一般的生態等	神奈川県レッドデータ 2006 においてコナラ群落は次のような記載があります。 「薪炭林として利用されてきたいわゆる雑木林の代表的な植分であるが、その利用がなされなくなり、人為による管理が行われず、林冠木の大径木化、林冠の鬱閉による林床の光環境の悪化、アズマネザサ等の繁茂、緑地の分断による断片化等の問題を抱える。しかし、その一部は里山復権のさまざまな市民活動により蘇りつつある。県内では丹沢・箱根のブナ帯の最上部を除き普通に分布し、各地からまとまった植分が報告されている」	
現地調査結果	対象事業実施区域南西部や隣接する「わきみずの森」にみられます。 深谷通信所ができる前からあった里山が残存したものと思われ、上層木はコナラ、クヌギ等で、下層植生はメダケやアズマネザサが繁茂するものの、アキノタムラソウやシラヤマギク等がみられ、里山二次林の名残が残っています。 秋季調査時にはアキノタムラソウ、シラヤマギク等が開花していました。	
予測結果	【工事中】 建設行為等	建設行為等により、対象事業実施区域内の1箇所(対象事業実施区域南西部:約42%)の生育地が改変されますが、対象事業実施区域外(約58%)の群落が保全されることから、建設行為等による生育環境への影響はほとんどないと予測します。
	【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	対象事業実施区域外(わきみずの森等)は、改変区域から離れているため、群落は維持されます。また、供用後はコナラ群落のような当該地域において以前から見られた郷土種を主体とした植栽を行っていくことで生物多様性向上に貢献する植栽計画としていきます。 よって、施設の存在・土地利用の変化による生育環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。



※国土地理院の基盤地図情報を基に加工して作成

凡例

-  対象事業実施区域
-  対象事業実施区域 +100m
-  : 区境
-  : コナラ群落

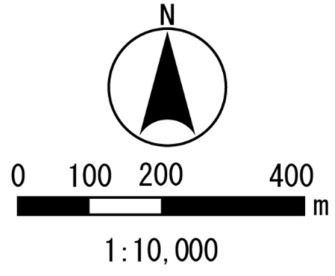


図 13-1 注目すべき植物群落
の確認位置図
(準備書 p. 6. 2-84 図 6. 2. 2. 5)

■参考:環境省レッドデータリストにおけるカテゴリと判定基準

絶滅 危惧	<p>【絶滅の定量的要件】</p> <p>－ (定量的要件なし)</p>
	<p>【野生絶滅の定量的要件】</p> <p>－ (定量的要件なし)</p>
	<p>【絶滅危惧 I A 類の定量的要件】</p> <p>1. 過去 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間を通じて、90%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっており、且つ理解されており、且つ明らかに可逆的である。</p> <p>2. 過去 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間を通じて、80%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。</p> <p>3. 今後 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長期間を通じて、80%以上の減少があると予測される。</p> <p>4. 過去と未来の両方を含む 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間において 80%以上の減少があると推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。</p>
	<p>【絶滅危惧 I B 類の定量的要件】</p> <p>1. 過去 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間を通じて、70%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっており、且つ理解されており、且つ明らかに可逆的である。</p> <p>2. 過去 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間を通じて、50%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。</p> <p>3. 今後 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長期間を通じて、50%以上の減少があると予測される。</p> <p>4. 過去と未来の両方を含む 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間において 50%以上の減少があると推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。</p>
	<p>【絶滅危惧 II 類の定量的要件】</p> <p>1. 過去 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間を通じて、50% 以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっており、且つ理解されており、且つ明らかに可逆的である。</p> <p>2. 過去 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間を通じて、30%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。</p> <p>3. 今後 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長期間を通じて、30%以上の減少があると予測される。</p> <p>4. 過去と未来の両方を含む 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間において 30%以上の減少があると推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。</p>
<p>【準絶滅危惧の定量的要件】</p> <p>－ (定量的要件なし)</p>	

注) 絶滅：我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。

野生絶滅：飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種。

絶滅危惧 I 類：現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。

絶滅危惧 II 類：現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」のカテゴリ一に移行することが確実と考えられるもの。

準絶滅危惧：現時点での絶滅危険度は小さいが、生育条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリ一に移行する要素を有するもの。

参考：「環境省レッドリストカテゴリと判定基準 (2020)」(令和 2 年 3 月、環境省)